２．①について、[建築士の場合]の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載すること。
３．①及び②について、[国土交通大臣が定める者の場合]に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えること。

様式第13（第五十条関係）

（略）

下記による申請書の記載のマンションについて、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第　号の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

１．～３．　（略）

４．認定の区分

□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第１号
□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第２号
□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第３号
□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第４号
□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第５号

様式第14（第五十一条関係）

（略）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第　号の規定に基づき、下記のマンションについて除却の必要性に係る認定をしましたので通知します。

記

１．～３．　（略）

４．認定の区分

□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第１号
□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第２号
□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第３号
□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第４号
□	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第５号

備考　（略）

様式第13（第五十条関係）

（略）

下記による申請書の記載のマンションについて、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

１．～３．　（略）

（新設）

様式第14（第五十一条関係）

（略）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項の規定に基づき、下記のマンションについて除却の必要性に係る認定をしましたので通知します。

記

１．～３．　（略）

（新設）

備考　（略）